

川崎市公用車の交通事故防止対策推進委員会設置要綱

平成18年9月15日

18川総庁第536号

(目的及び設置)

第1条 本市が業務上使用する車両の総合的な交通事故防止対策について協議・推進するため、川崎市公用車の交通事故防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 全庁的な交通事故防止対策の推進に関すること。
- (2) 各局の交通事故防止対策についての情報及び取組みの共有化に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務企画局総務部長を、副委員長は総務企画局総務部庁舎管理課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議の議長となり、会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聞く

ことができる。

(幹事会)

第6条 委員会に第2条の所掌事項を調査検討するため、幹事会を設ける。

2 幹事会に幹事長及び幹事を置き、幹事長は総務企画局総務部庁舎管理課担当課長をもって充て、幹事は別表2に掲げる組織の所属長が指名する係長級の職にある者をもって構成する。

3 幹事長は、委員長の命を受け幹事会を招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局総務部庁舎管理課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

2 川崎市公用車の交通事故防止対策検討会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表 1

委員長	総務企画局総務部長
副委員長	総務企画局総務部庁舎管理課長
委 員	総務企画局総務部庁舎管理課 担当課長 財政局財政部庶務課長 市民文化局市民生活部庶務課長 市民文化局市民生活部地域安全推進課 担当課長 経済労働局産業政策部庶務課長 環境局総務部庶務課 担当課長 健康福祉局総務部庶務課長 こども未来局総務部庶務課長 まちづくり局総務部庶務課長 建設緑政局総務部庶務課長 港湾局港湾振興部庶務課長 川崎区役所まちづくり推進部総務課長 幸区役所まちづくり推進部総務課長 中原区役所まちづくり推進部総務課長 高津区役所まちづくり推進部総務課長 宮前区役所まちづくり推進部総務課長 多摩区役所まちづくり推進部総務課長 麻生区役所まちづくり推進部総務課長 上下水道局総務部庶務課長 交通局自動車部安全・サービス課長 病院局総務部庶務課長 消防局警防部警防課長 教育委員会事務局総務部庶務課長

別 表 2

幹事長	総務企画局総務部庁舎管理課 担当課長
幹 事	総務企画局総務部庁舎管理課
	環境局総務部庶務課
	建設緑政局総務部庶務課
	川崎区役所まちづくり推進部総務課
	上下水道局総務部庶務課
	交通局自動車部安全・サービス課
	消防局警防部警防課